

(別紙寫)

抗議文(原文、ニ)

今面貴社が設立したる労働者の紛争は近年紛争解決書に不利行と會社が裁断にかりき直相察表りて
為の従業員側も多大なる生活不安を抱かたり是れは責任は長谷川社長独断にて一切の事業を遂行
付してあるに原因す。然るに會社は従業員が先に出た要求書に對しては何等の誠意ある開
答をなす次第を定むべきにしてはなすた事は我等の甚く遺憾とする處がある因該非情の折衝會社
は速かに従業員が要求に對し明確なる回答を與へ一日も早く圓滿解決を計ると同時に社長は其
責任を明にせよし

昭和十二年三月三日 全日本労働總同盟 高朝報事議庭援手員會

社長 長谷川善治殿

面答書

(別紙)

一、工場員より三月一日(要亦書)の形式依りて文書及び左記各条の要求書に回答スル事左、如し
一、未拂給料(二月分現金)八位事ヲ格ルルト同時ニ金額ノ支拂フ
二、工場員が本社へ送還不安ナルトアルハ何ノ指シテ言フカ要亦書ヲ為聲明自ナラシム付回答困難ナルコトヲ誠意ヲ得ス
三、商會給料、支拂ハ毎月二回(二十五日(末日)支拂)事ハ要求之通承諾実行ス
四、給料支拂ニ遅延シタルトキハ私財ニテ之如何ナル物ニテ之処分ニテ完全ニ支拂フモノナリ
五、本社へ現預金、社屋ノ積立金、組合ノ共事金等テ積蓄シ社屋ノ新設に於て是れ以上ノ完全ナル積立ナラシムル
止、全従業員が積立金先シタル上ナラテハ現在、社屋ノ積立金、社屋ノ積立金、社屋ノ積立金、社屋ノ積立金
但し現在中島氏ニ積立担保ノ形式ニ依リて之方同ノ借用ノ積立金、社屋ノ積立金、社屋ノ積立金、社屋ノ積立金
六、萬石ノ如シ実行セザルニ為工場員ニ送還願書ヲ与ヘタルトキハ要亦書ノ金是萬内也ハ返贈金トシテ現在、工場員
ニ提供スルコト約束スルコト
七、社業金ニ對シテハ御後援ヲ被下ニトハ寧ろ喜マデ承諾候也

北止